



付加価値税（以下、VAT）

1. 動物飼料を輸入する際のVAT免税

2014年4月21日付の財務省発行のオフィシャルレター（以下、OL）5165によれば、未加工・半加工の農産物、畜産物、水産物は動物飼料として輸入される場合、輸入VATが免除されます。

これらの飼料について輸入VATを既に支払った場合、修正申告せずに、仕入VATとして控除できます。

2. 未加工・半加工の農産物、畜産物、生産物及び新鮮な食品に対するVATに関するガイダンス

2014年5月29日財務省は未加工又は半加工の農産物、畜産物、生産物及び新鮮な食品に対するVATに関するガイダンスとしてOL7062を発行しました。主な内容は以下の通りです。

- ・ 新鮮な食品を販売する際にはVAT5%が適用されます。しかし、2014年1月1日以降控除方式を採用する企業、協同組合は、当該食品を他の企業、協同組合に販売する場合、VATの申告、納付義務がありません。
- ・ 上記の規定のガイダンスとして、財務省は未加工又は半加工の農産物、畜産物、生産物及び新鮮な食品に関するVAT申告不要対象の7つの例を掲示しました。

3. インボイスに関する規定の重要な変更

2014年6月1日より発効されたCircular 39/2014/TT-BTCの重要な変更及びアップデートのハイライトとして2014年5月20日に税務総局がOL1839を発行しました。主な内容は以下の通りです。

- ・ 2014年6月1日より輸出インボイスに関する規定が廃止されました。2014年6月1日前に発行通知書を提出した輸出インボイスに対し、企業・組織は、当該インボイスの継続使用の希望があれば、未使用輸出インボイスの数量を2014年7月31日までに税務当局に登録する必要があります。
- ・ 注文印刷のインボイスを除き、自社印刷のインボイス、電子インボイスについてはインボイス上ソフトウェアプロバイダーの名前、税コードの表示が不要になります。
- ・ 自社印刷の条件として払込資本金が、旧規定の10億ドン以上から150億ドン以上に引上げられることになりました。新設企業は、払込資本金額が150億ドン未満であっても、取得原価が10億ドン以上の固定資産、設備を購入する場合には、条件を満たします。（ただし、それ以外にも税コードの取得、税務上の無処罰、かつ商品販売・サービス提供による売上発生などの条件を必要とします。）
- ・ 個人事業主、家族経営者は自社印刷又は注文印刷のインボイスを発行できず、税務署からインボイスを購入する必要があります。
- ・ インボイスの空白部分について線を引いて消す必要がなくなります。

TAX AND CORPORATE SERVICES



外国契約者税（以下、FCT）

設計サービスから生じた所得に対するタイ・ベトナム租税条約上の取扱い

設計サービスに対するタイ・ベトナム租税条約の適用ガイドラインとして2014年5月13日付で税務総局はOL1686を発行しました。

当該OLによれば、タイ・ベトナム租税条約では設計サービスから生じた所得は、使用料としてベトナムにおいて15%を上限にFCTのうちのCIT部分が課税対象になります。ベトナムの現行規定ではロイヤリティに対してFCT のうちのCIT部分10%が適用されます。

法人所得税（以下、CIT）

建設期間において発生した預金利息

2014年5月12日付で税務総局は当該内容に関するガイダンスとして、以下の内容のOL1661を発行しました。

- 資産の取得に関する借入資金を一時的に投資した場合に発生する預金利息は、建設期間に当該借入金から発生する支払利息と相殺できます。
- 一方、払込資本金から発生する預金利息は、建設期間に発生する支払利息と相殺できません。当該利息は「その他収入」に計上する必要があります。

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之 シニアマネージャー

T: +81 3354 8805

F: +81 3354 8815

E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂 パートナー

T: +81 6 7731 1000

F: +81 6 7731 1011

E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザリー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

- 谷中靖久
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: yasuhsataninaka@kpmg.com.vn

- 古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

- 松木 摩耶子
公認会計士(日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
Tower, 72 Building, E6, Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi, Vietnam.
T: +84 4 3946 1600
F: +84 4 3946 1601
M: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 金岡秀浩
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: hidehirokanaka@kpmg.com.vn

- 田村陽一
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
T: +84 8 3821 9266

F: +84 8 3821 9267

E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

kpmg.com.vn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.